

春日井市かすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かすがいシティバス運転免許自主返納者カード（第1号様式。以下「カード」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消を申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 カードの交付を受けることができる者は、市内に住所を有する75歳未満の者で、平成21年3月16日以後に運転免許証を自主返納したものとする。

(手続)

第4条 カードの交付を受けようとする者は、かすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付申請書（第2号様式）に、公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書、運転経歴証明書又は運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール及び個人番号カードの写しを添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請をする者は、当該申請の際に、次のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。ただし、郵送により申請する場合は、次のいずれかの書類の写しを添付するものとする。
 - (1) 公の機関が発行する現に有効な顔写真付きの本人確認書類
 - (2) 健康保険証、年金手帳、預金通帳等の2種類以上の本人確認書類
 - (3) その他市長が適当と認めるもの

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは当該申請をした者（以下「申請者」という。）にカードを交付するものとし、適当でないと認めるときはかすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(カードの利用)

第6条 カードの交付を受けた者（以下「カード所有者」という。）は、かすがいシティバスを利用するとき又は1日乗車券を購入するときにカードを提示することにより、その運賃の割引を受けることができる。

- 2 カードを複製し、又は他人へ貸与してはならない。
- 3 カード所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、カードを破棄しなければならない。
 - (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 75歳に到達したとき。
 - (3) カードが不要になったとき。

(返還)

第7条 カード所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、カードを市長に返還しなければならない。

- (1) カードを不正に利用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりカードの交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(再交付)

第8条 カード所有者は、カードの紛失等によりカードの再交付を求めようとするときは、市長に届け出なければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

（表）

| | |
|---|--------------|
| はあとふるライナー | 運転免許自主返納者カード |
| かすがいシティバス | |
| 氏名 | |
|  春日井市 | |

（裏）

- 1 かすがいシティバス専用です。
- 2 バスを利用するときは、バス降車時に、このカードを運転士に見せてください（ただし、1日乗車券でバスを利用するときは、このカードを運転士に見せる必要はありません。）。
- 3 1日乗車券購入時に、このカードを運転士又は購入先に見せてください。
- 4 このカードを複製又は貸与することはできません。
- 5 市外に転出したとき、75歳になったとき又はカードが不要になったときは、破棄してください。

第2号様式（第4条関係）

かすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者 住所
氏名
生年月日 (歳)

春日井市かすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付要綱第4条第1項の規定に基づきカードの交付を申請します。

- 1 公安委員会発行の申請による運転免許の取消通知書、運転経歴証明書又は運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール及び個人番号カードの写しを添付してください。
- 2 申請時に次のいずれかの書類を提示(郵送の場合は写しを送付)してください。
 - (1) 公の機関が発行している現に有効な顔写真付きの本人確認書類
 - (2) 健康保険証、年金手帳又は預金通帳等の2種類以上の本人確認書類

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

かすがいシティバス運転免許自主返納者カード交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、かすがいシティバス運転免許自主返納者カードの交付について、次のとおり却下したので通知します。

1 対象者

- (1) 住所
- (2) 氏名

2 却下理由